

# 後期高齡者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と、65歳以上で一定の障害があると認められた人を対象とした医療制度です。

申請・問い合わせ先 市民課医療保険係（☎43-7137）、上下支所市民生活係（☎62-2114）

◎認定証などの新たな対象者は申請が必要です

持参するもの	交付される認定証	窓口で提示すると
市民税非課税世帯で新たに対象になる人	▷ 保険証 ▷ 印鑑 ▷ マイナンバーカードまたは通知カード	限度額適用・標準負担額減額認定証
課税所得が145万円以上690万円未満の人とその同一世帯で新たに対象になる人		限度額適用認定証

7月11日(土)～20日(月)は  
**広島県夏の交通安全運動**

- ▷ 飲酒運転は犯罪です。悲惨な事故を防ぐため、飲酒運転を許さない環境を作りましょう。
  - ▷ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止のため、反射材などを着用しましょう。
  - ▷ 自転車は、車道左側通行が原則です。二人乗り・並進の禁止を徹底し、スマートフォン・ヘッドホンなどを使用しながらの危険通行は止めましょう。交通ルールを守り、子どもはヘルメットを着用しましょう。

## ◎反射材用品を配布します

夕暮れ時や夜間の交通事故防止に、反射材用品の着用が効果的です。  
**配布する反射材用品**

- ▷反射タスキ
  - ▷靴に貼るシール
  - ※どちらも1人1つまで。

対象 市内在住の人

配布窓口 市役所総務課・上下支

所總務係、府中交通安全協會

※住所が確認できるものを提示し

てください。

い合わせ先 市役所

保険証が8月から紫色に

原則、公的年金からの天引きになります。ただし、新たに後期高齢者医療制度に加入した人などは、一定の期間、保険料を納付書などで納付していく場合があります。

い合わせ先 税務課  
(☎ 43-7121)

▽接種日の年齢が60歳以上  
65歳未満の人で、心臓、  
腎臓、呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動  
が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある人  
▽次の表に該当する人

※生活保護世帯、非課税世帯は無料です。案内文に無料券が同封されています。

年齢	生年月日
65歳	昭和30年4月2日生～昭和31年4月1日生
70歳	昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生
75歳	昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生
80歳	昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生
85歳	昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生
90歳	昭和5年4月2日生～昭和6年4月1日生
95歳	大正14年4月2日生～大正15年4月1日生
100歳	大正9年4月2日生～大正10年4月1日生

※7月初旬に、予診票、接種実施医療機関一覧表などの案内文を郵送します。

問い合わせ先 健康推進課 (1)・フレ内・☎47-1310

## 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

すでに認定証を持つていて、引き続き対象となる人には、新しい認定証を保険証に同封して送付します。

保険料額決定通知書と納付書を7月中旬に送付します。令和2年度の後期高齢者医療保険料は、令和元年中の所得を基に計算しています。

対象 市内に住民票があり、

## 後期高齢者医療保険料額 決定通知書、納付書を送付

## 令和2年度 高齢者肺炎球菌 ワクチンの予防 接種を実施します